

平成 30 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 31 年 4 月 19 日付け浜田市監査委員告示第 8 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

5 弥栄支所

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1)防災自治課</p> <p>ア 公用車の管理について</p> <p>弥栄支所の公用車運転日報を点検したところ、始業時メーター指針、出庫及び入庫時間、行き先、帰着時の走行メーター、運転者名など重要な項目の記載漏れが見受けられた。また、2、3日まとめて1枚に記載してあるものもあった。特に車両点検欄の空白が目立っていたが、日報の点検欄は、記録として欠かせない項目である。公用車の使用について、浜田市公用車管理規則第4条に、「公用車を集中管理する課の長は、職員が業務で公用車を必要とする際には円滑かつ容易に使用できるように配慮し、公用車使用のための手続を定めるものとする」とあるため、弥栄支所の公用車を管理する課として、運転日報の記載内容を確認のうえ、漏れや誤りがあれば指導又は監督し、適正な維持管理に努められたい。</p>	<p>集中管理を行っている公用車運転日報については、各課に対し項目の記載漏れないよう指導は行っていたものの、記載内容の確認は月末時の走行距離を中心としていたため、すべての項目についての確認を行っていませんでした。</p> <p>今後、再度記載項目について各課に指導を行うとともに、記載内容の確認についても漏れや誤りがないよう日々の点検を行い、適正な管理となるよう改善に努めます。</p>
<p>(3)産業建設課</p> <p>ア 出張命令及び復命について</p> <p>公用車運転日報において行き先が益田市であるにもかかわらず、出張命令簿への記載と出張復命書が作成されていないものが多数見受けられた。浜田市職員服務規程第18条第4項に「市内及び江津市への出張を命ずるときは、システムに所要の入力を行うことにより出張命令及び出張復命にかえることができる」とあるが、それ以外の行き先への出張は省略できないため、出張命令簿の記載及び復命書の作成を徹底されたい。</p>	<p>今後、出張を行う場合には、浜田市職員服務規程第18条に基づき、適切な事務処理を行います。</p>